

地方議会議員の選挙における
選挙運動用ビラの頒布解禁

	<u>ビラ頒布の解禁及び その上限枚数</u> について		<u>公営</u> について
(1) 都道府県 議会	右の枚数を 上限とし て、頒布を 解禁するこ ととする。	<u>16,000 枚</u> (=通常葉書の2倍)	<u>条例で定めるところによ り、ビラの作成について 無料とすることができる こととする。</u>
(2) 指定都市 議会		<u>8,000 枚</u> (=通常葉書の2倍)	
(3) 指定都市 以外の 市議会		<u>4,000 枚</u> (=通常葉書の2倍)	
(4) 町村議会	頒布解禁を行わない。		

【施行期日】平成31年3月1日